

官報 号外 昭和二十三年四月十六日

○第二回 衆議院會議録第四十二号

昭和二十三年四月十五日(木曜日)

午後三時十一分開議

議事日程 第三十九号

昭和二十三年四月十五日(木曜日)

午後一時開議

第一 檢察廳法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院回付)

第二 海上保安廳法案(内閣提出、参議院回付)

第三 自由討議

(前会の続)

〔朗読を省略した報告〕

一、去る十三日松岡議長は、芦田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(民事公務局長)法務 長野 潔
(行政公務局長)法務 小澤 文雄
廳事務官 藤原 次郎

一、去る十三日芦田内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた

旨の通知を受領した。
物價廳次長 野田 信夫

第二回國會政府委員を命ずる(四月十二日)

一、昨十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

石炭廠設置法

一、昨十四日芦田内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

法務廳事務官 長野 潔
小澤 文雄

第二回國會政府委員を命ずる

一、去る十三日当選証書の対照を終つた議員は次の通りである。

廣島縣第三区選出 平川 篤雄君
一、去る十三日召集に應じた議員は次の通りである。

廣島縣第三区選出 平川 篤雄君
一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 岡田 春夫君
治安及び地方制度委員

文化委員 竹谷源太郎君
榊原 千代君

商業委員 佐竹 新市君

電氣委員 有田 二郎君

通信委員 梶川 靜雄君

議院運営委員 星島 二郎君

同 廣川 弘禪君

圖書館運営委員 松尾 トシ君

懲罰委員 梶川 靜雄君

同 武藤運十郎君

一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 田中織之進君

治安及び地方制度委員

文化委員 矢後 嘉藏君

商業委員 片山 哲君

電氣委員 梶川 靜雄君

通信委員 平島 良一君

議院運営委員 伊瀬幸太郎君

同 石田 博英君

同 高橋 英吉君

圖書館運営委員 萬田 五郎君

懲罰委員 久保田鶴松君

同 境 一雄君

一、去る十三日議長において、次の常

任委員の辞任を許可した。

懲罰委員 小澤佐重喜君

同 高橋 英吉君

一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

懲罰委員 星島 二郎君

同 廣川 弘禪君

一、去る十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

政党法及び選挙法に関する特別委員 益谷 秀次君

同 井伊 誠一君

同 黒田 壽男君

同 細野三千雄君

同 矢尾喜三郎君

同 山崎 道子君

同 安平 鹿一君

同 原 彪之助君

同 高橋 長治君

海外同胞引揚に関する特別委員 川村善八郎君

同 松谷天光光君

水害地対策特別委員 島村 一郎君

同 大澤嘉平治君

同 吉川 兼光君

同 猪俣 浩三君

同

同

同

同

同

同

海野 三朗君

金子益太郎君

同 川島 金次君

同 永井勝次郎君

同 鈴木 善幸君

同 松澤 一君

不当財産取引調査特別委員

池谷 信一君

同 伊藤 恭一君

一、去る十三日議長において、次の通り特別委員を補欠指名した。

政党法及び選挙法に関する特別委員 角田 幸吉君

同 石神 啓吾君

同 笠原 貞造君

同 勝間田清一君

同 稻村 順三君

同 前田 種男君

同 竹谷源太郎君

同 北 二郎君

同 北浦圭太郎君

同 森山 武彦君

海外同胞引揚に関する特別委員 伊藤 恭一君

同 門司 亮君

同 川橋豊治郎君

同

同

同

同

同

同

同

官報 外 昭和二十三年四月十六日 衆議院會議録第四十二号 議長の報告

昭和二十三年三月三十一日

同 世耕 弘一君
 同 上林與市郎君
 同 菊池 重作君
 同 角田藤三郎君
 同 田淵 実夫君
 同 加藤 靜雄君
 同 井谷 正吉君
 同 岡野 繁藏君
 同 久保 猛夫君
 同 高岡 忠弘君
 同 並木 芳雄君
 同 尾崎 末吉君
 同 本田 英作君
 同 田中 義一君
 同 尾崎 末吉君
 同 本田 英作君

消防組織法の一部を改正する法律案
 軽犯罪法案
 一、昨十四日内閣から提出した議案は次の通りである。
 小額紙幣整理法案
 一、昨十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
 小額紙幣整理法案(内閣提出)
 (第四〇号)
 財政及び金融委員会 付託
 一、昨十四日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
 海上保安廳法案
 一、昨十四日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 石炭廳設置法案
 一、去る十三日文化委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は昨十四日これを承認した。
 國政調査承認要求書
 一、調査する事項 用紙制当乃至著作出版に関する事項
 二、調査の目的 用紙制当の適正化及びこれに関連する著作出版物の調査
 三、調査の方法 関係各本面より意見聴取、資料要求、委員派遣、小委員設置等

四、調査の期間 本会期中
 右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。
 昭和二十三年四月十三日
 文化委員長 福田 繁芳
 衆議院議長松岡駒吉殿
 一、去る十三日提出した緊急質問は、次の通りである。
 濱松市の治安問題に関する緊急質問(川合彰武君外一名提出)
 ○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。
 第一 檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
 ○議長(松岡駒吉君) 日程第一、檢察廳法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。
 檢察廳法の一部を改正する法律案
 右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會法第八十三條によりここに回付する。
 昭和二十三年四月六日
 参議院議長 松平 恒雄
 衆議院議長松岡駒吉殿

第二十三條 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに不適しなるときは、檢察官適格審査委員会の議決及び法務總裁の勧告を經てその官を免することが出来る。
 檢察官は、左の場合に、その適格に関し、檢察官適格審査委員会の審査に付される。
 一 すべての檢察官について三年ごとに定時審査を行う場合
 二 法務總裁の請求により各檢察官について随時審査を行う場合
 三 職權で各檢察官について随時審査を行う場合
 檢察官適格審査委員会は、檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに不適しなどうかを審査し、その議決を法務總裁に通知しなければならぬ。法務總裁は、檢察官適格審査委員会から檢察官がその職務を執るに不適しな旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、当該檢察官の罷免の勧告をしなければならぬ。
 檢察官適格審査委員会は、内閣

總理大臣の監督に属し、國會議員、檢察官、法務總裁、官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された十一人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる國會議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。
 檢察官適格審査委員会に、予備委員十一人を置く。
 予備委員は、第四項の委員に準じてこれを選任し、同委員に事故のある場合又は同委員が欠けた場合に、その職務を行う。
 第四項の委員及びその予備委員の任期は、三年とする。
 七 前四項に規定するものの外、檢察官適格審査委員会に関する事項は、政令でこれを定める。
 附則
 この法律は、公布の日から、これを施行する。
 第二十三條第二項第一号に規定する定期審査の第一回審査は、これを昭和二十四年中に行なわなければならない。
 ○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました

す。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長(松岡駒吉君) 起立者なし。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。(拍手)

檢察廳法の一部を改正する法律案(本院議決案)

○森三樹二君 憲法第五十九條第二項により再議決をなすため、檢察廳法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とせられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 森君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて檢察廳法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題といたします。

ただちに採決いたします。本案はさきに本院において議決の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立総員。よつて本案は、さきの議決の通り、出席議員三分の二以上の多数をもつて可決せられました。

第二 海上保安廳法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第二、海上保安廳法案の参議院回付案を議題といたします。

海上保安廳法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會議法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十三年四月十四日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

(小字及び一は参議院修正)

第二十一條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、港長を命ずる。

港長は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、港則法に規定する事務を掌る。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第三 自由討議 (前会の続)

○議長(松岡駒吉君) これより前会に引続き自由討議に入ります。

藤田榮君、発言者の指名を願います。

○藤田榮君 社会革新党では、外崎千代吉君を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 外崎千代吉君、発言を許します。

〔外崎千代吉君登壇〕

○外崎千代吉君 社会革新党を代表いたしまして自由討議に入ります。

過日來各新聞紙上でも御承知のごとく、いつの本会にでも議員の出席率の悪いことは、最近非常に論議されておる問題でありまして、この点につきましては、私は第一國會以來しばしば繰返して議長にまでその注意を促しておつたのであります。しかるに悲しいことには、どういふものか、日を経るに従つて議員の出席率はかくのごときありさまであることは、われわれ國會議員として、はたして國民に忠実なる議員といふことが言えるであらうか。

なかんずく、私は現内閣に対してでも、その興党に対してでも一言言わざるを得ないと思うのは、少なくとも過半数をもつておるその興党が、興党

だけでも忠実にもしここに出席するならば、いつでも三分の一以上の出席が見られるものであるとわれわれは考えておるのであります。(ヒヤ)これは当然野党にも責任のあることは言うまでもありません。全議員ともに責任のあることは言うまでもないけれども、少くとも自分たちの内閣をもつて、総理大臣を初めとして各大臣が列席してその議事に携わらうとするときに、一番責任の深い民主黨、それにまた社会黨、國民協同黨のごときは、何をさしおいてでも自分たちが出てきてやらなければならぬ場合ではないかと考えるのである。(ヒヤ)野党の人数を勘定して議会は開くべきものでないといわれは考えておるのである。

しかるに、その一番責任の深い興党の連中みずからがいつでも議席をからつぽにして、そうして議会の開かれないうような方法をとつておるといふことは、興党みずから現内閣を否認しておるものであるといわれは考えておるのであります。(拍手)

また一面、議會外の國民の生活は、私から申上げるまでもなく、すでに議員諸公もわかつておるはずである。海外の引揚者はさらに帰つてこない。そのまた家族の生活といふものは、

日々の新聞を見てもわかるごとくに、今日その生活にさえ追われてしまつて、まことに聞くにたえないような生き方をしなければならぬというような状態にあるときに、われわれ議員は互いに相戒め合つて、しかしてその家族を見てやらなければならぬ大きな義務があり、同時にまた、最近のごとく労働問題が頻発して、國民の生活はいやが上にも今日苦しんでおる場合において、これに対しては政府もお互い議員も責任をもつて當つてやり、國民の生活を考えなければならぬのに、その一番責任の深い議員諸公は、常にかくのごとき空席をもつて、違法を犯してまで開会しなければならぬといふことでは、はたしてこの議會において議決さ

強いることができるであらうか。

私は常に運営委員会、また各派交渉会に出るたびごとに、議長にもそれを申すのである。少くともこの立法院、われわれ議員においてつくられたる法律は、日本全國津々浦々におけるところの國民が、きめられた以上はこれを遵奉しなければならぬし、泣いてもほえてもそれに従わなければならぬ、従わなければならないという法律でありながら、それをつくるべきところの代

表者である國會議員が、常に選挙区に帰つておるのか、どこに行つておるのか、議會をほつたらかしておいて、それでもつて國民にその義務を強いることができるものであろうか。少くとも良心があるなら、よくこの点を考えなければならぬとわれ／＼は苦慮しておるのである。

國民の批判を受けるまでもなく、國民に安心を與えるためにわれ／＼は出てきておるものであると考えており、國民もまた、選挙区における多くの有権者は、この人方を送つてやつたならばわれ／＼の生活は安らかにになりはしないかと考えて、あらゆる苦慮算段の結果、選びに選んで送られてきたところの四百六十六人の、いわゆる選良といふものが、代議士になるときばかりは盛んに、われが代議士になつたならば、國家のために、國民のために、諸君のために身を賭して闘うというようなことを言いつつ、一たび代議士になつてしまえば、さらに議會には出て来ない、あらゆる審議にはほとんど障書を來さしめておつて、どの顔をもつて選挙区に帰つておるのか。こういうようなことをやつておつて、われわれははたして完全なる義務を果すことができるであらうか。

もし、今日のごとき議會を繰返していくならば、やがては、この議會は否認されるおそれがあるとわれ／＼は考えております。もしこの議會が國民の否認を受ける場合は、どういふ結果になるであらうか。無政府状態になり、さなきだに敗戦に苦しんでおるところの國民は、一層その生き行く道に苦しまなければならぬ状態になるとわれ／＼は考えておるのであります。一々その筋から注意を受けて登院数を数えて、その結果でなければ開かれぬような議會を開くのであるならば、これこそ議會を解散せよと言われても何ら言うことはできないであらうとわれ／＼は思います。

同時にまた、現内閣もすでに組閣してから一箇月以上になつておりながら、未だに國民に示すべき一つの予算もなければ、予算の成立もできていない。同時にまた、何ら政策らしい政策も発表してはずして、これでもつて内閣を維持していきこうとするならば、芦田内閣も速やかに桂冠して、國民の前に、自分はこの内閣を組織しても政策を行うことができ得ないということ、社会党、民主党、國民協同党と、三党よく協議して——三党條約を組んでやつた内閣であるから、三党がまた

よく協議して、國民の前に内閣を投げ出し、他の方面に渡してやることこそ至当であるとは私考えておるのであります。内閣を組織しておつても、いかなる政策を新聞紙上で発表しておきましても、一つも実行することもでき得ず、予算さえ未だに編成のできないような弱体内閣は、これはわれ／＼が言うまでもなく、野党、與党ばかりではない、國民が迷惑をするから、一日も早く投げ出すか、しからざれば思ひきつて、自分たちの悪いところは隠して、自分たちの悪いところは隠して

もよいから、議會を解散して、新たな議員によつて議會を構成していくといふことも道の一つであらうと考えておるのであります。

しかも、今度つくるべき法律の中に、政党腐敗防止法案などという法案を論議するさへ、國民の前に各政党ははずかしいと思わぬのか。政党腐敗防止法案、何という恐ろしい文字であらうか。こういうことを臆面もなく法律として論議しなければならぬというほど各政党が眞に腐敗しておるならば、その政党も速やかに解散すべきものであるとわれ／＼は考えております。

この不当財産委員会のごときは、堂々たる、りつばな審査を受けて出て来た議員の中にも、思わしくない議員がたくさん出ておつて、各政党が連坐しておるといふことは、これもまた当然その人方も責任を負わなければならず、こういうこと自体が國民に知らされておつて、それでもなおかつ各政党が、わが政党の主義綱領は國民のためなりなどといふことは言えるはずはないとわれ／＼は考えておる。

今日までの、いわゆる法律で出さなければならぬほど腐敗し切つておるところの古い既成政党は、速やかにこれを解散すべし。現内閣は良心あるならば、一日も早く内閣を投げ出して國民に謝るべし。もしそれができ得ないならば、何か事情があつて——この内閣はたとい青酸カリであらうが、毒薬であらうが、飲んででももつていかなければならぬという事情があるそうでありますから、そういう事情がもし内閣にあるならば、それをひた隠しに隠しておつて、何とか理由をつけて議會を解散するか、いずれにしても、この三つの道を選ぶより方法はないであらうと考へるのであります。(拍手)

て、議會は國民の前に、議員が出席しないから開会でき得ないと言ふ。しかし、議員ははじめに出てくるものは、たとい少数であつても出てきていなければ、出てきておつても議會を開く議案がないというやうな、こういうふまじめた内閣であり、こういうやうな議會であるならば、まつたくわれわれは國民に申訳がないと考えております。どうぞして、今日集まつている方は、ほんとうに良心的な、まじめな、りつばな議員の方々であると私は考へるのでありますから、この集まつておられる議員の方々の手によつて、各党々々に呼びかけて、一日も早く多くの人々が出てくるやうに、そうして、あまり議長さんにも心配をかけないようにお願いしたいのであります。

また、最後に議長さんに一言申し上げてみたいのは、議長もよく検討しなければなりません。いかにわれ／＼は、まあ任せてくれ、任せてくれといつて、社会党あたりから來るからして、そうあまり顔を見せしめてからには任せないわけにもいかない、たまには任せることもいいとしても、憲法を亂し、國會法を亂してまで開会しなればならぬという、こういうぶざまな

議會というものは、議長みずからよく反省して、いつも私の言うごとくに、定足数の足りない場合は何回でも流会してみせればいいのであつて、流会するたびごとに國會を開くことができない。開くことができ得ない場合に、皆さんの良心が高まつてくる。良心があるならば、各政党の人々もまた続々と出てくるものと私は考えております、定足数のない——こういうように國憲を犯して會議を開くというのをあえてやらなければならぬという議長の苦衷も察するけれども、名議長といわれている松岡議長は、この点に対して十分に留意して、各政党に対してよくこれを戒告してやるべきが至当である

と考える。
限られた時間あまり多く申し上げて皆さんのおしかりをこうむることをおそれますから、この辺にしておきまされども、どうぞして、今日おいでになつておられる善良なる代議士の方

方に対しまして、特に議員各自々々が

たくさん出るようにお願いいたします。

○議長(松岡駒吉君) 徳田球一君、発

言を許します。

○徳田球一君 議會では、いつも引揚

者の問題がやかましく言われているの

であります。わが党も、この引揚者に

対しましては、なるべく早く引揚げる

ために、今署名運動をいたしまして、

ソヴイェト方面の代表者に向いまして

も要求をしているわけでありまして。な

るべく今年中に全部を引揚げるように

盡力をしているわけでありまして。

ところで、これに対しまして引揚

げをするのは非常によろしい、よろしい

が、一体引揚げをした人間がどうい

う状態にあるか。そうして、政府はこれ

に対しまして一体責任をもつた仕事をして

いるかどうか。これは重大な問題であ

る。単に引揚げてきさえすればよいと

いうわけではない。引揚げてこられた

人々に対しまして、われわれは責任を

もつてその生活を安定してやらなければ

ならないのである。

今は國務大臣であります。以前に

厚生大臣であられた一松大臣は、月に

十六万の引揚者を受け入れて、そして、

これに対しまして生活を與えること

をちゃんと準備を整えている、こう報

告しているのである。しかるに実際に

おいては、今まで引揚げてきた引揚者

諸君の状態は、そういう受入態勢はち

つとも確立しておらぬ。その状態は次

のごとくである。

昨年十二月末における完全失業者

が、政府の調べたところによりまして

も五百六十万人になつておる。そのう

ちの四〇%、約二百万人は引揚者で

ある。この二百萬の引揚者が実際に失

業して、非常な苦境にあるのである。

こういうのを、ただ受入態勢ができて

るでして、そういう言葉だけではだめ

だ。事実が伴わなければだめだ。さらに

またこの失業者の中で、復員者が七四%

である。復員者を早く帰せ、これ

はよもしいだらうけれども、七四%も

失業者になつていて、どうする。

さらにこれにつきまして、驚くべき

住宅難が加わつておるのであります。

引揚者諸君は、今全体として、この住

宅難には非常に悩んでおる。今これを

調べてみますと、これは宮城県の一例

であります。引揚者の二〇%の者が

一人一疊以下である。一疊以下では、

ほんとに寝ることさえもできない。横

にでもならない限り、まつすく平た

くは寝られない状態である。さらに二

疊以下になると四五%である。こうい

う状態では、はなはだしき不衛生にも

なり、また疾病にもかかる可能性が非

常に強いのである。はなはだしきに至

つては、三疊以上に六人の家族が重なり

合つておる状態さえも現われておる。

もつとはなはだしきものになると、馬

小屋に住まわなければならぬ状態に

あるのである。一体一松厚相は——今

の國務大臣は、これでもなお受入態勢

が十分であると言へるかどうか。はな

はだ無責任なことを言つておる。

さらにこの住宅難につきましては、

大邸宅を引上げることになつておる。

東京その他においては、大邸宅を引上

げまして、これは引揚者並びに被災者

に與えることになつておる。こういう

規定があつて、すでに東京では、この

大邸宅をすべて登録しておるのであ

る。しかるに、登録しておきながら、

一つだつて引上げた例がない。一体こ

れは何という事だ。何のために登録

したのだ。もう一年半前から登録して

おきながら、一つも引上げておらぬじ

やないか。この大邸宅をもつておる者

は、すべて大資本家であり、大地主で

あり、また貴族である。こういう者の

不利益のためには、一つもやつていな

いじやないか。「貴族なんていやせぬ」

と呼ぶ者あり。元貴族はいる。今は貴

族じやないけれども、元貴族はいる。

しかも、その貴族に対して特權さえ與

えておる。元皇族であつた者に対して

は、特別の下賜金をやつておる。これ

は國費でもつてやつておるじやない

か。五千万円以上のものをやつてお

る。今だつて特權もしておる。酒もタ

バコも特權しておる。こういう状態

あるから、實際この家屋ぐらひは引上

げればよいのだ。これを引上げて、引

揚者並びに被災者に住わすべきであ

る。にもかかわらず、これはやつてい

ない。

それで、こういう大邸宅で今何をし

ておる。あの有名な元田中運輸大臣

は、めかけをもつて、ここで裏口営業

をやつておるじやないか。天ぶら御殿

といわれているじやないか。こういう

ことを勝手にさしているじやないか。

また大村子爵邸においては、エロ行爲

をやつてみせた事實があるではない

か。そういうものには、たくさん使つ

ておるのだ。そういう腐敗墮落せしむ

る、風紀を乱すことには使われるの

に、何ゆゑに引揚者の住宅にこれを引

上げないか。戦災者の住宅にこれを引

上げないか。怠慢きまされるものでは

ないか。これでも受入態勢を整えてあ

ると言へるか。

さらに今度は旅費の問題であります

本、政府はこの引揚者諸君に対しては、わづかに終点で衣食と三百円の旅費しか與えておらぬ。着いた港から家へ帰るまでたつた三百円。三百円といましても、それは名前だけたくさんのようにだけれども、昔からいえば、一円五十銭か、せいふく三円くらいのものだ。これでは、ろくすつば飯も食えないじやないか。これだけしか與えておらぬ。ちつとも保護しておらぬじやないか。

さらに今度は留守家族の保護であります。これは非常に重大な問題である。抑留者の留守家族に対しては、休戦協約並びに協定によりまして、十分なる保護をすることになつておる。かかるに、実際はこれがほとんど保護をされておらぬ。私たちの調べたところによりますと、一家族に対して一箇月わづかに四百円。四百円くらいでは、あめ玉もしやぶつていらはしない。そういう状態である。

これに対しては生活保護法を適用しなければならぬが、この生活保護法の規定を適用するに際しまして、厚生省は本年二月二十四日に、各縣知事あてに次のような通牒を發しておる。生活保護法を適用した場合は、未復員者の手当を差引かなければいかぬ。こう

いうばかなことを言つておる。これを差引いてでない生活保護法は適用しないと言ふ。だからこのために、生活保護法の適用に対して、未復員者の家族といふものは非常な大きい損害をこうむつておるのである。未復員者の家族に対しては、特別に一率に手当を給することになつておりますから、この手当は当然受取るべきものである。しかる後に、なお生活ができない者に対しては、生活保護法を適用して、生活保護法の金はすべて與えなければいかぬ。それは当然である。だのに、これを二つ合せてやつと生活保護法の額に上るべきだ。こういうのである。だから、いかに未帰還、未復員者の家族がわづかなものしかもらつていないかがわかるじやないか。こういう状態はどうして生活できる。

今の生活保護法と言ひましても、きわめて零細なものである。これくらいでは生活できない千円か千二、三百円くらいのものである。今、人間一人千円か千二、三百円くらいでは、とても生きておれるものではない。お互い御承知の通り、少くとも食糧だけでも二千円以上かかる。だのに、こんな金さえ出し惜しむ。こういうしみつたれでなんだ。しかも、大資本家のためには

莫大な價格差補給金をやつておるではないか。これが保護に対しては至れり盡せりではないか。大やみ業者は盛んに家をこしらへ、盛んにきれいな着物を着、また料理屋にいつて莫大な費用を使つて豪遊をきわめておるではないか。こういうのと思ひ合せて、一体何ということだ。これでもつてなおかつ失業者諸君、労働者諸君、農民諸君、未帰還者の家族の諸君が反抗するからといつて、反抗するのは非國民であるがごとくこれを弾圧しようとするに至つては、何という暴政だ。これを暴政と言わずして何が暴政だ。

芦田君などに至つては、今インフレでありながら景氣はよくなつておる、非常に復興しておると言ふ。その復興しておるものは何だ。決して引揚者や戦災者が復興しているのじやない。復興すべき人間は、この引揚者や戦災者であるべきである。インフレでもうかり、やみでもうかつておる人間が、いくら豪遊をきわめ、いくら豪華の生活をしておつたつて、それは復興にも何ものなりはしない。そういう者は毒害である。そういう者は、この國民經濟を破壊し、日本民族を破滅させる有害者である。こういう者が榮え、こういう者が復興するということは、むしろ憎むべきではないか。この引揚者並びに戦災者諸君の復興こそ大事なのに、これをさしおいて、こういうばかげた犯罪者ばかり繁榮しているのを、これをもつて芦田君は、彼等の政治が正当の方向によく進んでいるという証拠のごとく言うに至つては、あきれかえるではないか。

それゆゑに、この未復員者の給與は、一律無条件にくれて、そしてさらに生活保護法を適用すべきことが正当である。こういう法律を無視した官僚の勝手な通牒なんというものは、これはどん／＼取消すべきである。こういう通牒を發した者まで、どん／＼これは追放すべきである。そうしないと世の中がよくなるまい。

そこでわが党は、次の要求をしたのである。帰還者の故郷に帰る帰郷費は、旅費は一人少くとも一千元を支給しなければならぬ。これはせひともやるべきである。

第二に、帰還者も、これは兵士の帰還者であるが、もう引揚者と同様に取扱つて、そして物資を配給すべきである。今までは、兵士諸君の帰還者に対しては、一般の引揚者、すなわち大連達の奉天だのに住いをもつていた引揚者とは違ひまして、これに対し

ては物資の支給をしておりません。しかし実際におきましたは、こういう兵士諸君の窮乏は非常にひどいものである。これは家があるからという、これだけでもつて、これに物資を支給しないというのは、まことにこれは暴政である。實際今の状態におきましては、若い、二十台の人はかりが行つておるのではない。三十台、四十台の人も行つておる。こういう人たちが帰りましても、今のような状態ではきわめて不安定な状態でありまして、多くは失業しておる。こういう状態にある人を、引揚者、いわゆる向うで生活しておつた人と別個に考へるといふことは、實情に適さないものである。でありますから、これは引揚者も帰還者もすべて同一に物資を支給すべきものであると思ふのである。これを要求するのである。

第三は生業資金であります。この生業資金の貸出しが二千円だの三千円だのといふのは、今問題にならぬ。そんなものは小遣にしかならない。それではどうしてもだめだ。少くとも五万円以上を保障しなければならぬ。五万円以上ないと、今一つの商賣も始まらないことは、諸君の御承知の通りである。ただ名義だけ生業の資金として

は物資の支給をしておりません。しかし実際におきましたは、こういう兵士諸君の窮乏は非常にひどいものである。これは家があるからという、これだけでもつて、これに物資を支給しないというのは、まことにこれは暴政である。實際今の状態におきましては、若い、二十台の人はかりが行つておるのではない。三十台、四十台の人も行つておる。こういう人たちが帰りましても、今のような状態ではきわめて不安定な状態でありまして、多くは失業しておる。こういう状態にある人を、引揚者、いわゆる向うで生活しておつた人と別個に考へるといふことは、實情に適さないものである。でありますから、これは引揚者も帰還者もすべて同一に物資を支給すべきものであると思ふのである。これを要求するのである。

くれています。生業の資金にもなんにもならない。実質上生業をやつていけるだけの資金はくれなければいかぬ。それといたしましては、少くとも最低が五万円、東京などに至りましては十万円、十五万円以上くればなければだめである。これをぜひ実行してもらいたいのである。

第四に、職業を斡旋する。この職業の斡旋につきましては、職業安定所その他がありますけれども、事実職業安定所などで職業を斡旋しても、非常に低賃金のために、ほとんどのものになつておりません。また引揚者並びに帰還兵士諸君に対しまして、集團をこしらえて、開墾をやらせておりますけれども、これまたきわめて不成績である。いずれのところへ行きまして、この開墾はほとんど墓場に行くようなものだ。成功したためしは一つもありません。北海道のごときところがあるが、ただ身柄ばかり行きまして、とてもだめだ。ちよつとばかりの保護をしただけでは、とてもだめだ。専断の問題につきましては、一大不満が勃発いたしました。方々においてこの開拓營團が問題を起しているのである。でありますから、どうしてもこの職業を正

しく斡旋しなければいけない、生活ができるように斡旋しなければいかぬと思ふのである。

同時に、失業している間、すなわち職業を興える前までは、ぜひとも失業手当を支給してもらわなければいかぬ。こういう失業手当を支給しないからこそ、現在大きな社会不安になりまして、社会的に大きな犯罪が起りつつあるのは、多くここに基因している。最近の多くの犯罪の中に、特に凶暴犯の中に、帰還兵士諸君が相当の数を占めている。これはきわめて遺憾である。戦争に狩り出すときには、國家のためだ、何のためだと言つて引出しておいて、そして身が眞裸になつて帰つてきたけれども、何らの職業も興えず、失業手当も興えずして、それで非常の生活をしろというても無理じやないか。戦闘行爲に従事して気が荒れておれば、必然これは凶暴にならざるを得ない。社会に対して大きい憤懣を感じ、國家に対して大きい憤懣を感じ、そのためにこういう犯罪は頻発するのである。でありますから、ぜひとも失業手当を給さなければならぬと思ふのである。

住宅の保障は、先ほども申しました通り、至急に大邸宅を開放し、この住宅の保障をしてもらいたい。殊に政府のもつております、軍用に使つた家屋がまだ相当余つてゐる。病院などでも相当余つてゐる。これを療養所に使うとか何とか言いながら、事實は使つておらぬ。その数も莫大だ。こういうものを早く手を入れて、立腐れになるのを防いで、どん／＼住宅を保障しなければならぬ。のみならず、早く新しく建て、住宅を興えなければいかぬ。しかるに、この新築に対しましては、土木建築請負業者のブローカーに食われているのがたくさんある。東京都などのごときは、はなはだしいものである。何十万户建てる、何百万戸建てる、口ばかりで一松君は大きなことを言つて、事實建てるかという、いや予算がないと言ふ。予算がなければ言わなければいい。予算がなくて大きなほらを吐くのは犯罪である。國民をごまかすのは犯罪と言わなければならぬ。であるから、どうしても住宅を至急に建て、これを保障しなければならぬと思ふのである。

六番目に、医療診察をしなければいかぬ。現在は、この診察料が非常に高く、また薬品が非常に高いために、實際病氣にかかりましたも、ほとんど治療なしにほつたらかされておる。こういう状態では、社会不安は増す一方である。厚生省は何を考へておるか知らぬが、昨年中でさえ、この薬品の値段は二十倍以上つておる。こういうばかげたことをしては、帰還同胞や引揚者諸君が治療にはとんどかかれぬのは当然である。でありますから、これは國家が当然無料で治療すべきであると考へるのであります。

第七には、留守家族の生活補助費を少くとも一箇月五千円以上はやらなければいかぬ。三人家族がにしましても、五千円なくてはとてやつていかれない。奥さんと子供が二人いるのは普通である。一家庭当り平均五千円以上、こういうことにすれば何とかやつていけるのでありますから、これをぜひとも至急にやつてもらわなければならぬと思ふのであります。

本日は政府委員が一人もおりません。答弁を求めたいと思ひますが、こういうふうにより、ごらんの通りの怠慢の状態である。はなはだもつて遺憾である。(拍手)これは議員諸君の怠慢を云ふする前に、まず政府が精励でなければいかぬ。政府当局者は一人も出てこ

ぬ。政府が無責任に、自由討議だからとほつたらかしておくのがわからぬ。自由討議でも、議會がある以上は、大臣を初め政府委員はみな緊張して聽いておらなければいかぬ。(その通り)しかるに、かくのごとく怠慢で、職をむなしゆうするにおいては、われ／＼は憤懣にたえないのである。かかるようならば、早く内閣をほつぱり出すがよろしい。共産党は、いつでも組閣をする用意がある。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて自由討議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

- 出席國務大臣
- 内閣総理大臣 芦田 均君
 - 兼外務大臣
 - 國務大臣 鈴木 義男君
 - 國務大臣 若米地義三君
 - 國務大臣 一松 定吉君

[The main body of the page contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document.]